

## 第13回

# 大網白里市農業委員会総会議事録

令和2年5月11日（月）

農村環境改善センター 農事研修室

## 第13回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年5月11日（月）

2、開催場所 農村環境改善センター農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会长 齋藤重幸

4、出席委員（17名）

1番	加藤岡 一 弘	2番	内山 充 弘
3番	中 村 和 敏	4番	積 田 敏 春
5番	川 嶋 一 美	6番	林 千佳夫
7番	榎 澤 正 治	8番	板 倉 小百合
9番	内 海 亮 一	10番	梅 原 英 男
11番	若 菜 義 人	12番	志 賀 典 夫
13番	齋 藤 重 幸（会長）	14番	布 施 和 彦（職務代理者）
15番	鵜 澤 英 夫	16番	今 関 喜 明
17番	蔭 山 秀 男		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
(整理番号1～2)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
(整理番号1)

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について  
(利用権設定)

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
(整理番号1)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
(整理番号1)

第8 報告第3号 軽微な農地改良の届出について  
(整理番号1～2)

第9 報告第4号 転用事実確認証明について

(整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大塚好 主査 千葉利憲  
主任書記 小田切基樹 書記 門野祥和

## ◎開会

○議長 ただいまから、第13回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

---

## ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

若菜義人委員、志賀典夫委員の両名にお願いいたします。

---

## ◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

---

## ◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局から議案第1号、整理番号1から2の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。整理番号1から順に説明いたしますが、各権利者、義務者につきましては議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。申請地は、大網字中橋の現況地目、田が1筆、面積591平方メートルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、資料A4判縦の図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから2ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、四天木字南高の現況地目、田が1筆、面積619平方メート

ルを売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は自作地から近く、耕作しやすいため、義務者は耕作できないためであります。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の3ページから4ページとなります。

以上、整理番号1から2につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況及び経営面積は所定の面積以上でありますので、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、蔭山秀男委員、よろしくお願ひいたします。

○蔭山委員 整理番号1について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、5月1日に権利者とは自宅にて説明を受けまして、その足で現地を確認してまいりました。また、義務者には、翌2日に電話にて確認しました。義務者は、申請内容どおりですとのことでありました。義務者は、体調を崩され、農作業が困難となったことから、権利者との話合いで本申請に至ったようです。申請農地は、権利者宅から二、三百メートルのところで、時期的に既に田植えをされていました。なお、権利者は規模拡大に意欲的でありまして、後継者と共同での作業に取り組む体制がありまして、かつ、農機具等もそろっていることから、特に問題ないと思われます。

審査のほうをよろしくお願ひします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、内山充弘委員、よろしくお願ひいたします。

○内山委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

権利者と義務者には5月1日に電話にて話を伺い、申請地には同日、現地確認しました。権利者と義務者は親戚ということでした。義務者は以前より権利者に作付依頼していました、今後も自分で耕作ができないと判断し、農地を手放したいとのことでした。権利者は兼業農家で、地域を中心に従事しておられます。農機具も整っておりますことから、今後も農作地を維持していきたいという農業者です。そこで、申請地を以前から作付している権利者に話

を聞いたところ、今後も耕作を続けたいとの考えがあったことから、今回の申請に至ってお  
ります。申請地はきれいに管理されておりました。

慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより、整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規  
定による許可申請について、整理番号1から2について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い  
いたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を  
お願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は原案のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第2号（整理番号1）

○議長 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と  
いたします。

それでは、事務局から議案第2号について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

これから説明いたしますが、権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。  
整理番号1です。

案件の位置につきましては、A4判縦の図面③に2-1と表記された箇所が当該地であり、  
詳細資料につきましては、A4判縦の5ページから13ページになります。それぞれご覧くだ

さい。

申請地は、柳橋字下谷の地目、畠が1筆の面積2,485平方メートルのうち1,695.85平方メートルに使用貸借権を設定し、太陽光発電施設用地に転用しようとするものです。

施設の概要は、太陽光パネル288枚、パワコン12台を設置しようとするものです。

事業を行う理由につきましては、高齢になり、農作業も徐々にできなくなるため、申請地の一部に太陽光発電施設を建設し、売電事業を計画したそうです。

最初に、転用の許可基準となります立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の農地で、第2種農地に該当すると思われます。

次に、一般的基準でございます。

最初に、申請目的実現の確実性についてでございますが、資金計画につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されており、全額自己資金で賄う計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿により確認したところ、支障はないものと認められます。

次に、周辺農地の営農条件への支障についてでございますが、埋立ては行わず、整地のみを行い、排水については雨水のみになり、自然浸透での計画であります。また、周囲に盛土を行った上でフェンスを設置する計画となっております。

これらの計画内容から、土砂の流出、日照、通風等営農条件に関する影響はないものと考えられます。

他法令の関係は、大網白里市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインが該当し、担当課へ事前協議申出書が提出済みであり、その写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局からの議案説明がありましたが、関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、議案第2号の整理番号1の案件について、榎澤正治委員、よろしくお願ひいたします。

○榎澤委員 議案第2号、整理番号1について調査報告いたします。

申請理由は、事務局の説明のとおりでございます。

5月3日、義務者宅へ榎澤委員さんとともに訪問いたしました。義務者は権利者と親子で、次女の関係になります。義務者と長女の2人と話をいたしました。義務者は高齢のため畠の仕事はできなくなり、現在では困っていると長女が言っておりました。

また、現地を確認に行ってみたところ、草は多く繁茂しており、その中に太陽光設置用のロープが張ってあり、除草、整地後に設置することになるということでありました。

また、5月6日、権利者と電話にて話をいたしました。平成28年、29年頃の話だとのことでした。友人の勧めで太陽光をやってみないかということであり、その話に乗り、東電に申請したとのことでした。その後話が東電より、今になって設置が可能であるということですとのことで、義務者が畠ができないので設置に至ったことであり、また、これら事情により、現在の申請になったとのことです。

義務者、権利者は親子関係であり、何ら問題はないと思いますが、慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第2号の整理番号1の案件について質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結し、議題に供しております議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1の案件について採決いたします。

議案第2号、整理番号1の案件につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は原案のとおり決定されました。

議案第2号、整理番号1の案件につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

---

#### ◎議案第3号（利用権設定）

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第3号の整理番号11の案件は、今関喜明委員が大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議す

る際には退出していただることになります。つきましては、整理番号1から10の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、それでは、事務局から議案第3号の整理番号1から10の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第3号でございます。本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書4ページに利用権設定総括表がありますので、読み上げ説明いたします。

利用権の設定を受ける者8人、利用権の設定をする者11人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が52筆で合計面積6万2,662平方メートル、畠が4筆で合計面積2,800平方メートル、田、畠を合わせた合計面積は6万5,462平方メートルでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約の種別は、新規契約が3件、更新契約が8件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。富田地内の田が15筆、合計面積1万1,553平方メートル、6年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号2。富田地内の田が7筆、合計面積5,348平方メートル、6年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号3。九十根地内の田が9筆、合計面積1万6,197平方メートル、6年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号4。細草地内の田が2筆、合計面積7,591平方メートル、6年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

す。

次に、整理番号5。細草地内の畠が2筆、合計面積1,500平方メートル、6年、金納であり、10アール当たり2万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号6。南今泉地内の畠が1筆、面積2,214平方メートルのうち1,000平方メートル、6年、金納であり、10アール当たり15万6,000円、新規で、借受人は認定新規就農者であります。

次に、整理番号7。北今泉地内の田が2筆、合計面積4,524平方メートル、10年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規であります。

次に、整理番号8。北今泉地内の田が3筆、合計面積975平方メートル、10年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米90キログラム、新規で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号9。餅木地内の田が5筆、合計面積5,760平方メートル、10年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

次に、整理番号10。南今泉地内の畠が1筆、面積5,755平方メートルのうち300平方メートル、6年、金納であり、10アール当たり1万5,000円、更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号1から10の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当の委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号6の案件について、川嶋一美委員、よろしくお願ひいたします。

○川嶋委員 整理番号6についてご報告します。

内容は事務局の説明どおりですが、相互の話を聞きましたのでご報告します。

5月1日に貸付人のお宅に伺いましたが、貸付人は留守で、ちょうど借受人がガラス温室で作業をしたところで、話を聞くことができました。

借受人は千葉県内の某テーマパークで花の管理を任せられていましたが、自分で花の栽培をしてみたいと思い施設を探していたところ、知り合いのつてで貸付人を紹介されて、今回借

りられることになったそうです。

県外の住まいから畠の近くにアパートを借りて、貸付人のお家に通い、花の栽培、設備の改修を行っているとのことでした。また、借受人は、NHKの番組の趣味の園芸で講師もしていて、園芸の本も執筆しているとのことでした。私もちよつと検索したんですけども、確かに借受人の名前が出てきました。

当日は貸付人は留守でしたので、電話して6時過ぎに会い、話を聞くことができました。一昨年から花の栽培を止めていたが、このまま荒らすのは忍びないと思っていたそうです。知り合いから借受人を紹介されて、人柄や花栽培の知識、熱意を感じられて貸すこととなつたそうです、長年花栽培をしてきた貸付人が知らない花や植物を現在栽培しているとのことでした。私もガラス越しに見て、貸付人、借受人と一緒に話していたんですけども、私なんか花のことというの分からぬから、説明受けたんですけども、何か珍しい花の名前とか、植物も栽培していましたね。

そういったところで、施設内のボイラー、電気設備等は借受人が改修していく、機械等で不足があれば、貸付人が貸すと言っていました。双方の話を伺い、設備、機械等も問題ないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほう、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号7及び8の案件について、貸付人が同一人であることから、一括して加藤岡一弘委員、よろしくお願ひいたします。

○加藤岡委員 それでは、まず、整理番号7について報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明どおりです。

また、借受人、貸付人、共に5月5日に確認いたしました。貸付人が現在、ハウスのほうを中心にやっているということで、田んぼを耕作してくれる方を探していたところ、数枚の土地が隣接している借受人に相談したところ、やっていただけるということだったので、今回申請に至ったとのことです。

なお、借受人につきましては、機械等設備も整っており、特に問題ないと思われます。

また、8番の借受人の方は、隣家の方なんですけれども、たまたま土地が隣にあるということで、今回やっていただけたことになったそうです。

8の借受人の方も、機械等の設備も整っており、特に問題ないと思いますが、皆様方の慎重なる審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から10につきまして一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

林委員。

○林委員 整理番号6の方なんですかけれども、10アール当たりの対価が高いものであります、これは施設ごと貸すということですか。

○川嶋委員 元はビニールハウスですかけれども、改めて鉄骨造りでガラス温室のほうを借り受けているというようなところであります。

○林委員 はい、分かりました。

○事務局 川嶋委員さんからのご報告の補足ということで、ガラス温室につきましては、この貸付人の方から借りるというのと、あと、ビニールハウスのほうも借りるという形になっております。

以上です。

○議長 林委員、よろしいですか。

○林委員 はい。

○議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号11の案件について審議に入れます。

整理番号11の案件につきましては、今関喜明委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(今関喜明委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号11の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の8ページをご覧ください。

整理番号11です。それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては議案書

のとおりとなります。

経田及び富田地内の田が9筆、合計面積1万714平方メートル、10年、金納であり、10アール当たり1万円、更新で、借受人は認定農業者であります。

整理番号11の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、契約が更新の案件のため、担当委員の調査報告は省略させていただきます。

それでは、これより整理番号11の案件につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について、一括採決いたします。

ただいま議題に供しております議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から11の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の案件は原案のとおり承認することに決定いたしました。ここで、今関喜明委員を入室させてください。

(今関喜明委員 入室)

---

#### ◎報告第1号～報告第4号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第8、報告第3号 軽微な農地改良の届出について、日程第9、報告第4号 転用事実確認証明についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

届出内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

報告第2号ですが、議案書のとおり1件の届出がありました。

内容につきましては、市街化区域内にある農地を転用するため、届出があったものでございます。

整理番号1は、所有権移転をし、太陽光発電施設用地にしようとするものでございます。

農地の所在地、権利者、義務者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、受理しております。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり2件の届出がありました。

内容につきましては、市街化調整区域内にある水田に盛土を行うものでございます。

各農地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調っておりますので、届出書は受理しております。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

報告第4号ですが、議案書のとおり1件の願い出がありました。

この証明願は、農地法第4条または第5条の許可後、法務局へ地目変更登記申請をするに当たり、目的どおり転用したことの農業委員会の証明を受けるものです。この証明願が提出されましたので、申請地を農業委員、推進委員さんと現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、目的どおり社会福祉施設として転用されておりました。

このようなことから、申請者へ事実に相違ない旨の通知を行いました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第4号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は

挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第9までの報告事項を終わります。

この際ですから、特にご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

ありませんか。

(発言する者なし)

---

#### ◎閉会

○議長 特にないようでしたら、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第13回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時35分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月11日

農業委員会長

齊藤重幸

署名委員

若菜義人

署名委員

毛賀典夫